

電気事業監査規程新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">電気事業監査規程</p> <p><u>（定義）</u></p> <p><u>第1条 この規程において使用する用語は、電気事業法（昭和39年法律第170号）において使用する用語の例による。</u></p> <p>（監査の範囲）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（監査の目的）</p> <p>第3条 監査は、事業の公益性に鑑み、電気事業法及び<u>電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等（以下「法令等」という。）</u>の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の利用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。</p> <p>（監査の原則）</p> <p>第4条 監査は、電力・<u>ガス</u>取引監視等委員会（以下「委員会」という。）及び経済産業局（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局<u>及び</u>沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が適切な役割分担の下、相互に協調し、効率的にその目的を達成するように行われなければならない。</p> <p>2 監査は、電気事業法<u>及び改正法</u>の施行に必要な限度において行われなければならない。</p> <p>（監査事項）</p> <p>第5条 電気事業法第105条<u>及び改正法附則第21条</u>の規定による次の各号に掲げ</p>	<p style="text-align: center;">電気事業監査規程</p> <p>（新設）</p> <p>（監査の範囲）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（監査の目的）</p> <p>第2条 監査は、事業の公益性に鑑み、電気事業法<u>（昭和39年法律第170号）及び同法に基づく政令、経済産業省令等（以下「法令等」という。）</u>の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の利用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。</p> <p>（監査の原則）</p> <p>第3条 監査は、電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）及び経済産業局（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局<u>並びに</u>沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が適切な役割分担の下、相互に協調し、効率的にその目的を達成するように行われなければならない。</p> <p>2 監査は、電気事業法の施行に必要な限度において行われなければならない。</p> <p>（監査事項）</p> <p>第4条 電気事業法第105条の規定による次の各号に掲げる監査は、それぞれ当</p>

る監査は、それぞれ当該各号に掲げる事項について行う。

- (1) 約款の運用等に関する監査 一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用（旧一般電気事業者（改正法附則第2条第1項に規定する旧一般電気事業者をいう。以下同じ。）が行う託送供給約款及び最終保障約款の運用を含む。）、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用（旧卸電気事業者（改正法附則第3条第1項に規定する旧卸電気事業者をいう。）が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用を含む。）並びにみなし小売電気事業者（改正法附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。）が行う特定小売供給約款の運用（旧一般電気事業者が行う供給約款の運用を含む。）に関する事項
- (2) 財務諸表に関する監査 電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般送配電事業者、送電事業者及びみなし小売電気事業者が行う会計の整理に関する事項
- (3) 部門別収支に関する監査 みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項
- (4) 託送供給等収支に関する監査 電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項
- (5) 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査 電気事業法第23条及び同法第27条の12において準用する同法第23条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項（改正法による改正前の電気事業法第24条の6及び同法第24条の7において準用する同法第24条の6の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項を含む。）
- (6) その他必要な事項に関する監査 電気事業法及び改正法の施行に必要な限度において、第3条に定める監査の目的に照らし監査を行うことが必要であると認められる事項

(監査計画)

該各号に掲げる事項について行う。

- (1) 供給サービスに関する監査 一般電気事業者が行う供給約款、選択約款、最終保障約款及び託送供給約款の運用並びに卸電気事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用に関する事項
- (2) 財務諸表に関する監査 電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般電気事業者及び卸電気事業者が行う会計の整理に関する事項
- (3) 部門別収支に関する監査 一般電気事業部門別収支計算規則（平成18年経済産業省令第3号）で定めるところに従って一般電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項
- (4) 託送供給等収支に関する監査 電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般電気事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び卸電気事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項
- (5) 託送供給に伴う禁止行為に関する監査 電気事業法第24条の6及び同法第24条の7において準用する同法第24条の6の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項
- (6) その他必要な事項に関する監査 電気事業法の施行に必要な限度において、第2条に定める監査の目的に照らし監査を行うことが必要であると認められる事項

(監査計画)

第6条 (略)

2 電力・ガス取引監視等委員会事務局長（以下「事務局長」という。）は、前項の監査計画を定めるときは、あらかじめ、経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下「局長」という。）の意見を徴するものとする。

3 (略)

4 局長は、前項の規定による通知を受けた監査計画を変更すべき事由が生じた場合は、遅滞なく委員会にその旨を通知するものとする。ただし、監査の分担のうち監査を実施する人数を変更しようとするときは、この限りでない。

(監査の実施)

第7条 監査は、監査を受ける一般送配電事業者、送電事業者及びみなし小売電気事業者（以下「被監査事業者」という。）の営業所、事務所その他の事業場のうちいずれか以上の箇所について実地監査の方法により行う。ただし、時宜に応じて書面監査の方法により行うことができる。

第8条 委員会及び局長は、監査を実施するに当たり、あらかじめ、被監査事業者に対して、電気事業法及び改正法の規定に基づき、監査の実施に必要な限度において、その業務及び経理の状況に関し資料の提出を求めるものとする。

第9条 委員会及び局長は、あらかじめ、監査の実施期間、実地監査の場合においては実地監査を行う期間、実施の箇所及び監査事項の具体的な内容を被監査事業者に対し通知するものとする。

(削る)

(削る)

2 前項の通知は様式第1によるものとする。

第10条 監査を実施する者（委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の職員の中から局長が指定する者をいう。以下「監査実施者」という。）は、実地監査を行うに当たっては、これを被監査

第5条 (略)

2 電力取引監視等委員会事務局長（以下「事務局長」という。）は、前項の監査計画を定めるときは、あらかじめ、経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長並びに沖縄総合事務局長を含む。以下「局長」という。）の意見を徴するものとする。

3 (略)

4 局長は、前項の規定による通知を受けた監査計画に変更する事由が生じた場合は、遅滞なく委員会にその旨を通知するものとする。ただし、監査の分担のうち監査を実施する人数を変更しようとするときは、この限りではない。

第6条 監査は、監査を受ける電気事業者（以下「被監査事業者」という。）の営業所、事務所その他の事業場のうちいずれか以上の箇所について実地監査の方法により行う。ただし、時宜に応じて書面監査の方法により行うことができる。

第7条 委員会及び局長は、監査を実施するに当たり、あらかじめ、被監査事業者に対して、電気事業法の規定に基づき、監査の実施に必要な限度において、その業務及び経理の状況に関し資料の提出を求めるものとする。

第8条 委員会及び局長は、あらかじめ、監査の実施の日、実施の箇所及び監査事項の具体的な内容を被監査事業者に対し通知するものとする。

2 前項の通知は、原則として、監査の実施の日の3週間前に通知するものとする。

3 委員会及び局長は監査の実施のために必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第1項の規定による通知を行うことができる。

4 第1項の通知は様式第1によるものとする。

第9条 監査を実施する者（委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力取引監視室の中から局長が指定する者をいう。以下「監査実施者」という。）は、実地監査を行うに当たっては、これを被監査事業

事業者の営業時間内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 (略)

3 (略)

第11条 (略)

第12条 監査実施者は、監査の実施後は、遅滞なく所属課室において監査内容について検討を行わなければならない。

2 監査実施者は、前項の検討を行った結果、法令等に照らして問題がある事項又は電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項（以下「要報告事項」という。）が認められた場合は、原則、当該要報告事項に対する被監査事業者からの意見聴取及び事実確認を行うものとする。

3 監査実施者は、監査に必要な場合は、被監査事業者以外の一般送配電事業者、送電事業者及びみなし小売電気事業者又はその他関係者に対し情報収集を行うものとする。

4 前項の情報収集において要報告事項が認められた場合は、被監査事業者に対する監査の実施の有無にかかわらず当該被監査事業者の要報告事項とみなし、原則、第2項の意見聴取及び事実確認を行うものとする。

5 監査実施者は、第1項から前項までの手続が終わり次第速やかに監査報告書を作成し、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員にあつては事務局長に、経済産業局の職員にあつては局長に、それぞれ提出しなければならない。

6 (略)

(局長による監査の結果の取扱い)

第13条 局長は、前条の監査報告書の提出があつたときは、これを事務局長に送付しなければならない。

(事務局長による監査の結果の取扱い)

第14条 事務局長は、第12条第5項の監査報告書の提出及び前条の監査報告書の送付があつたときは、監査の結果を委員会に報告しなければならない。

者の営業時間内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 (略)

3 (略)

第10条 (略)

第11条 監査実施者は、監査が終了したときは、遅滞なく所属課室において監査結果について検討を行わなければならない。

2 前項の検討を行った結果、法令等に照らして問題がある事項又は電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項が認められた場合は、当該事項に対する被監査事業者の意見聴取及び事実確認を行わなければならない。

(新設)

(新設)

3 監査実施者は第1項及び前項の手続きが終わり次第速やかに監査報告書を作成し、電力取引監視等委員会事務局職員にあつては事務局長に、経済産業局職員にあつては局長に、それぞれ提出しなければならない。

4 (略)

(局長による監査の結果の取扱い)

第12条 局長は、前条の監査報告書の提出があつたときは、事務局長に送付しなければならない。

(事務局長による監査の結果の取扱い)

第13条 事務局長は第11条の監査報告書の提出及び前条の監査報告書の送付があつたときは、監査の結果を委員会に報告しなければならない。

(監査の結果に関する公表)

第15条 (略)

2 前項の公表は次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) (略)

イ (略)

ロ 監査実施期間

ハ～ホ (略)

(総論) 監査の実施状況、監査の内容及び指摘事項の状況

(各論) (略)

(2) (略)

(3) 公表の方法

電力・ガス取引監視等委員会のホームページにおいて公表する。

(4) 公表に当たっての留意事項

公表に当たっては、被監査事業者の利益を害するおそれのないよう十分留意するとともに、指摘に関し当該被監査事業者に契約締結者等の第三者が存する場合には、当該第三者が特定されるおそれのある事項を公表しないよう十分留意するものとする。

様式第1 (第9条関係)

番 号
年 月 日

被監査事業者 名

(電力・ガス取引監視等委員会 印

(監査の結果に関する公表)

第14条 (略)

2 前項の公表は以下に定めるところにより行うものとする。

(1) (略)

イ (略)

ロ 監査対象期間及び監査実施期間

ハ～ホ (略)

(総論) 監査の実施状況、監査の内容、指摘事項の状況

(各論) (略)

(2) (略)

(3) 公表の方法

電力取引監視等委員会のホームページにおいて公表する。

(4) 公表に当たっての留意事項

公表に当たっては、被監査事業者の利益を害するおそれのないよう十分留意するとともに、指摘に関し当該被監査事業者との間に契約締結者等の第三者が存する場合には、当該第三者が特定されるおそれのないよう十分留意するものとする。

様式第1 (第8条関係)

番 号
年 月 日

被監査事業者 名

電力取引監視等委員会委員長 名 印

経済産業局長 印)

電気事業監査の実施について

(年度実施分)

上記の件について、(電気事業法第105条又は電気事業法等の一部を改正する法律附則第21条)の規定に基づき、下記のとおり監査を実施することとしましたので通知します。

記

1. 監査実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(実地監査実施の日)

年 月 日から 年 月 日まで

2. 監査の実施箇所

3. 監査事項の具体的な内容

(注) 書面監査の場合は実地監査実施の日は記載しないこと。

様式第2 (第12条関係)

電気事業監査報告書

(年度実施分)

I. 監査の種類

電気事業監査

(経済産業局長) 名 印

年度電気事業監査の実施について

上記の件について、電気事業法第105条の規定に基づき、下記のとおり監査を実施することとしましたので通知します。

記

1. 監査の実施の日

年 月 日から 年 月 日まで

2. 監査の実施箇所

3. 監査事項の具体的な内容

様式第2 (第11条関係)

電気事業監査報告書

I. 監査の種類

電気事業監査

II. 監査事項の 具体的内容	<u>約款の運用等</u> に関する監査 <u>財務諸表に関する監査</u> 部門別収支に関する監査 託送供給等収支に関する監査 託送供給 <u>等</u> に伴う禁止行為に関する監査 その他 ()
III. 被監査事業者 名	
IV. 監査の実施 箇所及び所在地	
V. <u>監査実施方法</u>	<u>実地監査</u> <u>書面監査</u>
VI. 監査実施期 間	自 年 月 日 至 年 月 日 <u>(実地監査実施の日)</u>
VII. 提出年月日	年 月 日

II. 監査事項の 具体的内容	<u>供給サービス</u> に関する監査 <u>財務諸表に関する監査</u> 部門別収支に関する監査 託送供給等収支に関する監査 託送供給に伴う禁止行為に関する監査 その他 ()
III. 被監査事業 者名	
IV. 監査の実施 箇所及び所在地	
V. <u>監査対象期 間</u>	<u>自 年 月 日</u> <u>至 年 月 日</u>
VI. 監査実施期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
VII. 提出年月日	年 月 日

〔監査実施者〕

監査実施者 A (官職) (氏名) 印
 監査実施者 B (官職) (氏名) 印
監査実施者 C (官職) (氏名) 印
監査実施者 D (官職) (氏名) 印

- (記載注意) 1. 監査事項の具体的内容及び監査実施方法は、該当しないものを削除すること。
2. 監査事項の具体的内容のその他の () には、電気事業監査規程第5条第6号に基づき実施した監査事項の具体的内容を記載すること。
3. 監査の実施箇所及び所在地は、電気事業監査規程第7条に基づき監査

〔監査実施者〕

監査実施者 A (官職) (氏名) 印
 監査実施者 B (官職) (氏名) 印

- (記載注意) 1. 監査の種類及び監査事項は、該当しないものを削除すること。
2. 監査事項のその他の () には、電気事業監査規程第5条(6)に基づき実施した監査事項を具体的に記載すること。
3. 監査の実施箇所及び所在地は、電気事業監査規程第6条に基づき

を実施した営業所、事務所及び事業場の名称並びにその所在地を記載すること。

4. (略)

5. 監査実施期間の()には、実地監査を行った場合には当該実地監査を行った日を記載し、実地監査を行わなかった場合には削除すること。

6. 本報告書は、同一時期に実施した実地監査又は書面監査を被監査事業者ごとに作成すること。ただし、同一の被監査事業者の二以上の営業所、事務所その他の事業場に対し、同一時期に監査を実施した場合で、監査実施者が同一の場合は、まとめて作成しても差し支えない。

I 実施した監査事項の概要

年月日	曜日	A	B	C	D
[監査の実施に当たり特に留意した事項]					
[監査の実施に当たり生じた特別の事項]					

II 監査総評

監査を実施した営業所、事務所及び事業場の名称並びにその所在地を記載すること。

4. (略)

(新設)

(新設)

I 実施した監査事項の概要

年月日	曜日	A	B	C	D
[監査の実施に当たり特に留意した事項]					
[監査の実施に当たり生じた特別の事項]					

II 監査総評

III 重要な指摘事項

IV 記載の誤り等軽微と思われる指摘事項

V 電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項

VI その他報告すべき事項

(記載要領)

(1) 重要な指摘事項として整理するものの例

電気事業法及び電気事業法等の一部を改正する法律並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等（以下「法令等」という。）の規定に照らして違反していると思われる事項であって、

- イ. 当該違反により需要家に及ぼす影響が重大であると思われる場合
- ロ. 決算上の収支又は資産、負債勘定等に及ぼす影響が重大であると思われる場合
- ハ. 過年度において指摘された事項（軽微な事項も含む）について、依然として改善がなされていない場合

(2) ~ (4) (略)

III 重要な指摘事項

IV 記載の誤り等軽微と思われる指摘事項

V 電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項

VI その他報告すべき事項

(記載要領)

(1) 重要な指摘事項として整理するものの例

電気事業法及び電気事業法に関連する政令、経済産業省令等（以下「法令等」という。）の規定に照らして違反していると思われる事項であって、

- イ. 当該違反により需要家に及ぼす影響が重大であると思われる場合
- ロ. 決算上の収支又は資産、負債勘定等に及ぼす影響が重大であると思われる場合
- ハ. 過年度において指摘された事項（軽微な事項も含む）について、依然として改善がなされていない場合

(2) ~ (4) (略)

